

国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人 (3)～(7) (略) 2 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) <u>工学研究院又は</u>工学府、<u>農学研究院又は</u>農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人 (3)～(7) (略) 2 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日細則第5号)
 この細則は、平成29年4月1日から施行する。